

「火の山移動施設整備設計・施工業務」  
に関する情報提供依頼書

令和4年5月  
下関市 観光スポーツ文化部 観光施設課

## 目次

1	本情報提供依頼書について	1
	(1) 趣旨	1
	(2) 現状と課題	1
	(3) 依頼書の構成	1
	(4) 工区	2
	(5) アトラクショナルなもの等について	2
2	依頼内容	2
3	本依頼書への参加資格要件	2
4	実施要領	3
	(1) スケジュール	3
	(2) 提出を求める資料	3
	(3) 提出先・担当窓口	4
	(4) 提案内容・条件等	4
	(5) 参考資料	4
5	注意事項等	4

## 1 本情報提供依頼書について

### (1) 趣旨

本市では、令和3年2月に策定した「火の山地区観光施設再編整備基本構想」において、火の山ロープウェイの後継となる移動施設（以下、「新移動施設」という。）の候補としてロープウェイやスロープカー等の検討を行いました。実際に移動施設を選定するにあたっては、これらの他に、ケーブルカー、エレベータ（垂直/斜行）、エスカレータ、新交通システム、自動運転バス等多様な選択肢について、技術仕様・費用などをより詳細に調査し、採用可能性を検討することが必要であると考えています。

本情報提供依頼書（以下、「本依頼書」という。）は、火の山移動施設整備設計・施工業務（以下、「整備業務」という。）の実施にあたり、新移動施設として採用しうる技術等に関する情報の提供を、広く民間事業者に依頼するものです。

また、本依頼書では、観光施設における移動施設の可能性の幅を広げ、乗用ドローン等、アトラクション的なもの等についても、情報提供を受け付けます。

### (2) 現状と課題

火の山は、下関市における観光の中心地である唐戸地区から約2kmと徒歩圏内に位置し、関門橋に近接する標高268.2mの山です。瀬戸内海国立公園の一部に指定されている火の山頂上は、関門海峡と下関・北九州の街並みを一望する景観を有し、明治以降から戦後まで置かれた「下関要塞」の遺構が多く残ります。

火の山頂上への移動手段である火の山ロープウェイは、昭和33年の設置以降、永らく観光客や市民に親しまれてきましたが、近年では利用者数の減少や施設老朽化が問題となっています。

また、関門海峡や国道に接する関門トンネル人道入口エリアからロープウェイ壇の浦駅（下駅）やトルコチューリップ園、宿泊施設等がある山麓公園エリアまでのアクセス、ロープウェイ火の山駅（上駅）から展望スペースや児童遊具などの施設がある山頂公園エリアまでのアクセスは、長い階段や勾配が存在し、利用者の利便性・回遊性に課題があります。

新移動施設は、多様な移動手段のうちから1つを選定し、または複数の手段を組み合わせることによって、これらの課題を解決し、火の山地区観光の目玉となる優れた機能と魅力のある施設であることが期待されます。

### (3) 依頼書の構成

- ・ 情報提供依頼書（本書）
- ・ 提出書類様式（様式1～5）
- ・ 仕様書、図面等資料（別途、参加者のみに送付）

#### (4) 工区

整備業務は、整備エリアや時期等により、第1～第3工区に区分します。まず現行のロープウェイ区間（第1工区）における移動施設の新設を行い、その後、各種調整や計画が整い次第、関門トンネル人道入口エリア（第2工区）及び山頂公園エリア（第3工区）を整備し、各工区を接続することを想定しています。

本依頼書では、参加事業者が複数の工区において実施できるもののほか、いずれか単独の工区のみ実施できるものであっても、提案を受け付けます。

各工区及び提案内容に関する詳細は、仕様書を参照のこと。

#### (5) アトラクシヨンのなもの等について

本依頼書では、観光施設における移動施設として実績が十分ではないもの、開発途上のもの、アトラクシヨンのなもの等（例えば、農園用モノレール、自走型ロープウェイ、ドローンタクシー、レーシングカートなど）についても、提案を受け付けます。

提案された施設については、新移動施設としての活用可否について検討するほか、イベントやアトラクシヨンでの活用についても、広く検討しますので、意欲的な参加を希望します。

## 2 依頼内容

以下の事項に関する情報の提供

- (1) 移動施設の概要
- (2) 整備・維持管理費用
- (3) 調達に参加する場合の企業構成（単独企業/JV）
- (4) PPP/PFI 手法での参加可能性・参加意思
- (5) 調達や契約に必要な仕様・条件など
- (6) 市が想定している仕様に関する意見・提案など

## 3 本依頼書への参加資格要件

- (1) 法人または法人により構成されるグループであること。
- (2) 参加希望者またはグループの構成員が、次の要件をすべて満たすこと。
  - ア 地方自治法施行令 第167条の4第2項に規定するものに該当しないこと。
  - イ 税金を滞納していないこと。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行うものや密接な関係を有するものでないこと。
  - エ 本市からの問い合わせやヒアリングに協力して頂けること。

#### 4 実施要領

##### (1) スケジュール

令和4年5月18日(水)	情報提供依頼書の公開
5月25日(水) 17時	参加申請書 提出期限
6月1日(水) 17時	質問書 提出期限
6月13日(月)	質問回答
7月4日(月) 17時	提案書 提出期限
適宜	ヒアリング

※書類等の提出は、電子媒体（担当窓口への E メール、参加者の準備するオンラインストレージ、DVD の送付等）によることとします。なお、Eメールに添付可能なファイル容量の上限は10MBです。本市オンラインストレージの利用を希望される場合は、ご相談ください。

※参加申請を受理後、参加者に対して、仕様書、既存施設図面等の資料を E メールにて送付します。一部の資料については、本市窓口における閲覧のみ可能とします。詳細は、送付時に通知します。

※質問は、参加申請に関するものを除き、必ず所定の様式により行ってください。電話や口頭による質問にはお答えしません。

※質問に対しては、質問者のみに回答します。ただし、事業全体に関するもののみ、質問者の了承を得たうえで、参加者全員に回答します。

※ヒアリングは、情報提供依頼の回答の内容を補完すること等を目的とし、必要に応じて調整させていただきます。必ず実施するものではありません。

##### (2) 提出を求める資料

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 質問書（様式2）
- ウ 提案書
  - ・移動施設概要（様式3）
  - ・整備・維持管理費用（様式4）
  - ・意見聴取等（様式5）
- エ 事業スケジュール（様式なし）

調査、設計、施工の各業務期間を明記してください。関係機関等との許認可申請・協議等に相当の時間を要すると予想される場合は、その期間についても明記してください。業務の詳細及び市が想定しているスケジュールについては、仕様書を参照のこと。

オ 経路図（様式なし）

平面地図上に、移動施設の経路及び駅舎の位置を示したものとしてください。

カ その他資料（様式なし）

提案を補足するものとして、イメージ図、パンフレット、技術検討書などがあれば提出ください。用紙サイズは、既成のパンフレット等を除き A4 または A3 としてください。

(3) 提出先・担当窓口

下関市観光スポーツ文化部観光施設課

電話番号：083-231-1838

Eメール：sgshiset@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

担 当：岡崎

(4) 提案内容・条件等

仕様書を参照のこと。

(5) 参考資料

火の山地区観光施設再編整備基本構想（令和3年2月）

イメージパース（光の山プロジェクト-火の山地区観光施設再編整備事業-）

## 5 注意事項等

- (1) 本依頼書により収集された情報をもとに、新移動施設を選定することを想定していただきます（外部委員を含む選定委員会を設置することも検討しています）。
- (2) 本依頼書において市から提供する書類及び情報の一切について、本情報提供以外では使用しないでください。
- (3) 本依頼書による情報提供に要する費用は、参加事業者の負担となります。
- (4) 提供いただいた情報・書類は返却いたしません。また、当組織内でコピー・配布させていただくことがあります。市による内部利用を超えた範囲での利用を制限されたい場合は、資料にその旨を明記してください。
- (5) Microsoft Office、Adobe Acrobat Reader、JW-CAD 等の、一般的なソフトウェアで参照可能な形式で提出してください。
- (6) 1 参加者につき、複数の提案をして頂いても構いません。